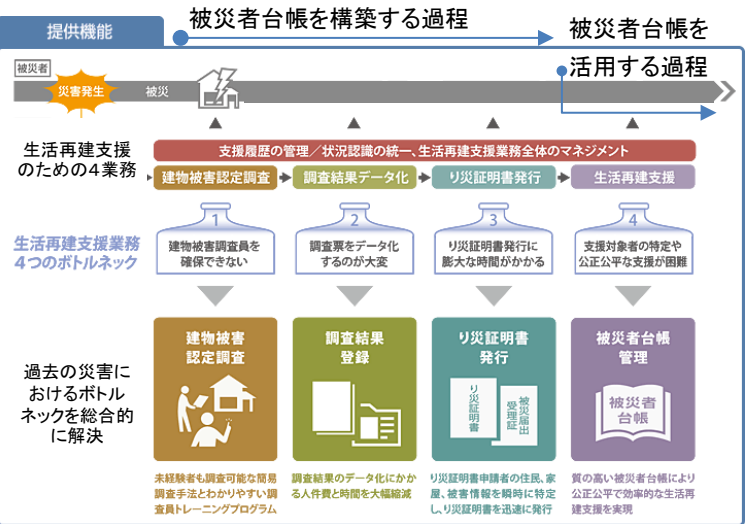


被災者生活再建支援システムの機能と活用

生活再建支援業務は、①建物被害認定調査、②調査結果のデータ化、③り災証明書の発行、④被災者生活再建支援業務管理、の4要素で構成される。本システムは、①～③で被災者台帳を構築し、④で台帳を管理することができる仕組みである。



東京都・区市町村の連携
大規模・広域災害時には、システムを活用することで、業務全体が標準化され、東京都・区市町村が「同一基準」での生活再建支援業務が実現。都民の納得が得やすい（例：り災証明書の様式について、システムを活用すれば同じ証明書様式が使える）



各支援業務における被災者台帳の活用

税の減免
生活再建支援法に基づく建物被害認定調査結果は、税の一次減免への応用が可能

所有者証明
居住者のり災証明書のみならず、所有物件のり災証明書の発行が可能
必要に応じて、被災者証明や被災届け出証明書(車や家財など)の発行が可能

システム機能1: 建物被害認定調査業務支援
内閣府指針に基づく「標準的な調査票」を開発・搭載
→ より効率的な調査運用が可能に

ゆれ・木造建物調査

手順

- 判定基準の視覚化
- 判定手順の標準化
- 判定根拠の数値化

非木造 | **火災**

被害認定用パターンチャート (モデル写真用)

システム機能2: 建物調査結果の自動データ化
調査票への地図の切り出し / 調査結果の自動読み取り / 調査場所の地図上での特定

デジタルデータ地図 (GIS)表示

スカナー読み込み

建物調査結果の自動読み取り

調査場所の地図上での特定

解体支援
空間的な解体家屋の特定が容易になり、戦略的な解体業務運用の実現が可能

被災者支援
仮設住宅入居者の見守りや復興公営住宅入居者の管理等にも活用が可能

システム機能3: り災証明書の発行システム
住民情報に基づく被災者情報の聞き取り結果の格納
主たる居宅(生活再建支援法の対象物件)やその他所有物件の特定
建物被害認定調査結果の確認→証明書発行
建物調査写真との連携・呼び出し
再調査・二次調査予約の受付

り災証明書

住所: 東京都豊島区 4-5-15

被災者台帳

住居基本台帳 | 家屋課税台帳 | 揺れ被害調査結果 | 火災調査結果

住基・課税台帳から必要情報を抽出して活用

システム機能4: 被災者生活再建支援業務の管理
「生活再建支援金」「義援金」のみならず、各種減免、各種調査結果、聞き取り内容の記録等の被災者支援業務に役立つ情報を、部局を超えて情報連携できる

個票による生活再建支援実態の把握

基本情報(誰が、どの建物で、どのような被害を受けたか)

表形式による支援過程の詳細把握

提供中の支援サービスの全体

サービス支援状況
どのような支援がどこまで実施されているか

個人・世帯へのサービス提供の進捗過程の詳細

復興戦略
地域の被災実態の同一基準での収集が可能になるため、施策提案や国要望への活用が可能

情報管理
独立したシステムであるので、既存のシステムとの干渉や連携を強く意識しなくとも情報の共有や管理が可能